熊本地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３８号

福島市泉字堀ノ内前10番地の７岩代スプリングスⅡ３号

債務者　本田　　淳

1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森谷　吉博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第６４号

福島市大森字堂ノ裏70番地の１堂ノ裏ハイツ104

債務者　塚田十四美

1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉持　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１５６９号

神奈川県大和市西鶴間８丁目９番19号

債務者　野口　勝広

1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７８号

福井県越前市高森町第７号１番地の16

債務者　岡田　文男

1　決定年月日時　平成28年８月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本晋太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９９７号

大阪府吹田市江坂町５丁目８番４－403号

債務者　**角**濱　幸洋

1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１９号

大阪府高槻市郡家新町57番６号　第２ガーベラハイツ101号

債務者　小林　雄三

1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　昭喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２２３号

大阪市城東区今福西３丁目６番22号

債務者　三宅　　明

1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３号

愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙456番地

債務者　小野山高広

1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　博雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部